

鳥羽市特定居住促進計画

2025年10月6日策定

自治体名	三重県鳥羽市	計画期間	2025年10月～2030年3月
1. 【全体】特定居住促進区域			

1. 【詳細1】特定居住促進区域（答志島）



4-8「鳥羽市桃取診療所」



4-3「八百安」

4-4「コンビニエンスストア武中」



4-5「鳥羽磯部漁協答志支所」

3-4「美さき」（民宿、コワーキングスペース）



3-1「ねやこや」（ワークスペース、交流施設）



3-2「寝屋子の」（賃貸物件）

3-3「鳥羽市移住体験住宅」（賃貸物件）



4-1「やまや商店」

4-2「かねぎん商店」



4-5「鳥羽磯部漁協和具浦支所」

1. 【詳細2】 特定居住促進区域（坂手島、菅島）

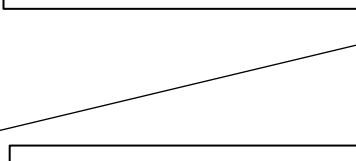


4-5「鳥羽磯部漁協菅島支所」

4-6「杉田商店」



4-7「納屋商店」



4-8「鳥羽市菅島診療所」



4-8「鳥羽市坂手診療所」



坂手島

3-9「あやめ館」 (交流施設)



3-7 トウマbase

(賃貸物件)



3-8 パーマplants

(ワークスペース、交流施設)



1. 【詳細3】 特定居住促進区域（神島）



4-5「鳥羽磯部漁協神島支所」

※土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を除く

3-7「とんぼ屋」
（交流施設）



4-8「鳥羽市神島診療所」



3-6「三郎治屋休憩所」
（交流施設）



3-5「寺田家」
（ワークスペース）



3-8「山海荘」（民宿、コワーキングスペース）



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

1. 教育を軸にした地域の活性化

離島という地域資源を生かした「離島留学」制度を活用し、市外の小中学生や未就学児とその家族が一定期間滞在・通学できる環境を整備し、離島地域での教育持続と外部人材との接点を生み出す。

2. 多様な滞在形態の受け入れ整備

空き家や遊休施設を活用し、離島留学生・保護者・短期滞在希望者のニーズに対応できる柔軟な住環境を整備。将来的な二地域居住や移住への橋渡しとする。特に保護者の仕事としてテレワーク環境の整備や短期的・季節的就労の需要を整理する。

3. 地域との双方向交流の促進

地域住民と離島留学生等の短期滞在者との交流プログラム（暮らし体験、漁業・伝統行事参加など）を継続的に実施し、相互理解と地域内の活性化を図る。

4. 若者層とのつながりを未来につなぐ

一時的な滞在や交流で終わらず、高等学校・大学等の卒業後のUターン・Iターンにつながるような関係性構築を図るため、継続的な情報発信とフォロー体制を整える。

5. 官民連携と事業継続方法の確保

市・学校・地域住民・民間団体が連携し、事業の運営体制や制度設計等、継続可能なモデルを構築する。

(2) 目標

1. 離島留学の継続受け入れ体制の確立：年間5名の受け入れ 2025年4月時点 2名 → 2029年度 5名以上 累計20名
2. 短期滞在・体験滞在の受け入れの拡大：年間滞在者数 2025年度 5名 → 2029年度 20名 累計70名
3. オンラインスポットワークや短期就労の情報をまとめ、年間を通じて求人がある環境を整備：仕事数 2025年度 0件 → 2029年 20件

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	ねやこや （ワークスペース、交流施設）	鳥羽市答志町825-15	都市計画区域外	整備済	ねやこや 運営委員会	2022年4月～2023年3月
2	一団地の住宅施設	寝屋子の島留学住宅3戸（賃貸物件）	鳥羽市答志町	都市計画区域外	整備済	寝屋子の島留学 実施委員会	2015年4月～2016年3月
3	宿泊施設	鳥羽市移住体験住宅（賃貸物件）	鳥羽市答志町	都市計画区域外	整備済	鳥羽市	2016年
4	宿泊施設	美さき （旅館、コワーキングスペース）	鳥羽市答志町415	都市計画区域外	整備済	美さき	2022年
5	事務所	寺田家（ワークスペース）	鳥羽市神島町130	都市計画区域外	整備済	山海荘	2023年3月
6	交流施設	三郎治屋休憩所（交流施設）	鳥羽市神島町69	都市計画区域外	整備済	神島町内会	2025年8月
7	交流施設	とんぼ屋（交流施設）	鳥羽市神島町105	都市計画区域外	整備済	NPO法人 恋する神島	2012年
8	宿泊施設	山海荘 （民宿、コワーキングスペース）	鳥羽市神島町75	都市計画区域外	整備済	山海荘	2022年
9	宿泊施設	トウマbase（離島留学用賃貸物件）	鳥羽市菅島町	都市計画区域外	整備予定	NPO法人 菅島ミライバル	2026年度整備予定
10	交流施設	パーマplants （ワークスペース、交流施設）	鳥羽市菅島町17	都市計画区域外	整備予定	NPO法人 菅島ミライバル	2026年度整備予定
11	交流施設	あやめ館（交流施設）	鳥羽市坂手町	都市計画区域外	整備予定	坂手町内会	2025年3月

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	日用品販売店舗	やまや商店	鳥羽市答志町876	都市計画区域外	整備済	個人	
2	日用品販売店舗	かねきん商店	鳥羽市答志町782-2	都市計画区域外	整備済	個人	
3	八百屋	八百安	鳥羽市答志町96	都市計画区域外	整備済	個人	
4	日用品販売店舗	コンビニエンスストア武中	鳥羽市答志町92	都市計画区域外	整備済	個人	
5	漁協	鳥羽磯部漁業協同組合各支所	鳥羽市答志町、菅島町、神島町、坂手町	都市計画区域外	整備済	個人	
6	日用品販売店舗	杉田商店	鳥羽市菅島町90	都市計画区域外	整備済	個人	
7	日用品販売店舗	納屋商店	鳥羽市菅島町47	都市計画区域外	整備済	個人	
8	病院	鳥羽市桃取診療所、菅島診療所、神島診療所、坂手診療所	鳥羽市答志町、菅島町、神島町、坂手町	都市計画区域外	整備済	鳥羽市	
9	交通	鳥羽市営定期船	鳥羽市答志町、菅島町、神島町、坂手町	都市計画区域外	整備済	鳥羽市	

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者への相談窓口として移住コーディネーターを配置し、SNS等を活用した情報提供（鳥羽市）
- 離島留学の希望者向けのオープンキャンパスの実施（寝屋子の島留学実施委員会）
- 島っ子ガイドの促進事業（NPO法人ミライバル、寝屋子の島留学実施委員会、鳥羽市）
- 二拠点居住希望者向けの住居及び施設体験ツアーの実施（NPO法人ミライバル、寝屋子の島留学実施委員会、鳥羽市）
- 空き家の調査・活用の検討をし、二地域移住者の住居確保（一般社団法人離島未来舎、鳥羽市）
- 都市部の小中学校と連携した住民票を移さないデュアルスクール事業の実施（鳥羽市、教育委員会）
- 海洋教育の推進（ダイビングライセンス取得、シーカヤック、藻場再生）（鳥羽磯部漁協答志支所青壮年部、ねやこや運営委員会）
- 特定地域づくり事業協同組合の構築を検討し、留学生の保護者の就労支援を検討（一般社団法人離島未来舎、鳥羽市）
- 短期的な就労環境を拡大するため、仕事マッチングサービス等の導入促進事業の実施（一般社団法人離島未来舎、鳥羽市）
- 長期休暇等を活用した、短期離島留学の実施（一般社団法人離島未来舎、鳥羽市）

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取：令和7年10月1日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
市民アンケートの実施：2024年11月～2025年2月
- (3)都市計画との調和に関する事項